

# 令和3年 第2回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第69号

令和3年第2回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年5月24日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和3年6月2日
2. 場 所 まんのう町役場議場

## 令和3年第2回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

令和3年6月4日（金曜日）午前 9時30分 開会

### 出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 田 岡 秀 俊	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 正 樹
11番 白 川 皆 男	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 大 西 樹

### 欠席議員 なし

### 会議録署名議員の指名議員

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
-----------	----------

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦  
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 萩 岡 一 志

企画政策課長	松浦正吾	地域振興課長	松下信重
税務課長	小縣茂	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	國廣美紀
農林課長	鈴木正俊	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	黒木正人
琴南支所長	河野正法	仲南支所長	多田浩章
教育次長兼学校教育課長	香川雅孝	生涯学習課長	細原敬弘

**○大西樹議長** おはようございます。

川原議員より、所用のため遅れるとの連絡が入っておりますので、御報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

**○大西樹議長** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番、鈴木崇容君、2番、常包恵君を指名いたします。

## 日程第2 一般質問

**○大西樹議長** 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

4番、京兼愛子君、質問を許可します。

**○京兼愛子議員** 皆様、おはようございます。コロナ禍において、我慢の毎日が続いております。新型コロナウイルス感染症の早期終息を皆様と共に願ってまいりたいと思います。

一般質問の通告の許可を議長よりいただきましたので、町営火葬場の安定運営についての質問をさせていただきます。(川原茂行議員入室 午前9時32分)

町営火葬場改修及び待合室の増築工事が完了したことにより、令和2年3月定例会において一般質問をさせていただきました町営火葬場の安定運営についての再質問です。

令和2年3月定例会のときには、新型コロナウイルス感染症により、従来型第3波、変異型第4波が押し寄せてくるとは予想されていませんでした。

令和元年12月、中国において発生した新型コロナウイルス感染症は全世界に拡大し、国内でも毎日のように感染者数が増え続け、まんのう町においても感染者が増えています。

頼みであるワクチン接種もまだ思うように進んでいません。

町営火葬場改修及び待合室の増築工事を行っている最中にも、コロナ禍の影響で葬儀の形態が変化し、今までの一般葬から家族葬へ100%近く移行しつつ、家族葬においても小規模化の傾向となっております。それも他県との往来の自粛があるからと推測いたします。

令和2年3月定例会の一般質問で、町営火葬場の待合室に家族葬ができる場所をと要望しますと、町長の答弁は、将来的には家族葬にも対応可能な施設としており、今後、住民のニーズを捉え、家族葬を検討するという事だったので、町民にとって希望に満ちた言葉だと思いました。しかしながら、実現されていません。

令和3年5月14日、教育民生常任委員会、住民生活課の資料では、火葬事業利用件数が示され、令和2年度合計303件、そのうち自宅葬として町祭壇3件、町民祭壇4件、会館葬287件、その他9件となっております。

そこで、あまりにも利用件数が少ない町祭壇を有効利用することについて提案します。

私はコロナウイルス感染症の終息が望めない時期、3密を避け、移動距離を少なくするには、火葬場に隣接する待合室での家族葬対応が今こそ住民のニーズだと受け止め、今後の火葬場の安定運営の要だと考えました。

今現在、まんのう町ホームページの葬儀業務については、平成28年5月1日から変更されていません。ぜひ令和3年度より、葬儀業務において、待合室にて家族葬対応ができることを明記していただきたい。

コロナ禍において町民火葬場の変革を実現するよう強く求めます。町長の御答弁をよろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 京兼議員の、町営火葬場の安定運営を継続するにはの御質問にお答えいたします。

町営火葬場の運営につきましては、合併前の平成17年12月から民間事業者により運営を実施いたしております。年間約300件の火葬を行っております。このうち葬儀を自宅で執り行われる割合は、平成29年度4.5%、平成30年度には2.1%、令和元年度には3.4%、令和2年度は2.3%と、民間の葬儀場を利用される方が大多数となっており、民間の葬儀場につきましても、家族葬を対象とした施設が多く見られるようになってまいりました。

また、葬儀の日程等につきましては、行政放送等を通じて周知しておりますが、放送を希望される方は、平成30年度で39.9%、令和元年度は33.4%と、こちらも年々減少している中で、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和2年度につきましては、放送を希望された方は僅かに10件で、全体の3.3%となっており、議員御指摘のように、新型コロナウイルス感染症が家族葬の増加に拍車をかけていると推察されるところでございます。

このような状況に加え、近年は火葬が終わるまで火葬場内の待合ホールで待たれる場合が多くなり、これまでの待合ホールでは手狭となっておりましたことから、昨年度に実施いたしました待合室の増築工事が完了し、今年度より1日に複数件の火葬がありましても、御遺族の方々が一つの待合ホールの中で入り混じることなく、別々の待合ホールを御利用いただけるようになり、一つの目標は達成できたところでございます。

今回の増築工事におきましては、この待合ホール内で告別式等ができる計画は今のところはございませんでしたが、年々葬儀の在り方も多様化しておりますことから、近隣自治体の実績や実施の状況等についても調査を進めたところでございます。

状況確認で聞き取りを行いました近隣自治体といたしましては、中讃圏内の2市2町、綾川町、三豊市、観音寺市に聞き取りを行いました。その中で、告別式場のある自治体が善通寺市と観音寺市の2市と、琴平町につきましては、民間の会館が使えない場合などに限って斎場2階の和室を貸し出しているとのことでした。いずれも運営方法等、今のところ詳しくは聞いておりませんが、この2市1町については、そうした内容とのことでした。その他の丸亀市、多度津町、綾川町、三豊市については対応していないとのことでした。

また、家族葬を行うことによって、現状での一家族の利用時間が平均2時間弱の待合ホールの使用時間が、当然ですが長くなると思われます。これは利用される内容にもよりますが、一日の間で利用が重複した場合には、増築前の状況になることも考えられます。そうした場合に利用者の方々から御理解が得られるような御案内方法があるのかないか等、この場合のみをとりましても、現状の施設での実施はなかなか難しい問題であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 4番、京兼愛子君。

**○京兼愛子議員** 御答弁ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の発生で生活様式の見直しが必然的となった今日、町営火葬場の安定運営の再検討をよろしく願いいたします。

これで、私の一般質問、町営火葬場の安定運営についての再質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○大西樹議長** 以上で、4番、京兼愛子君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

7番、田岡秀俊君、質問を許可します。

**○田岡秀俊議員** おはようございます。ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、ただいまから通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

ハラスメントの実態と対応はということであります。

本年1月14日、15日、職場におけるハラスメント理解、防止、対応と題しまして、仁賀順子先生による研修がありました。議員のほうにも案内がありましたので、私も受講させていただきました。

また、町のホームページにおきましても、本年の令和3年3月17日、町長名でハラス

メント等防止宣言、ハラスメントや不当要求を発生させないため、以下のとおり宣言する。  
1、ハラスメントは人格や尊厳を傷つける行為であり、断じて許したり見過ごしたりしません。2、不当要求行為については組織として毅然と対応します。3、不当要求行為やハラスメントなどについて上司の報告、相談する仕組みを確実に運用していきます。4、職員のコンプライアンス意識を涵養するための研修を実施します。令和3年3月17日、まんのう町長、栗田隆義とホームページ上にも載っております。

そういったことを受けて、今回、町長なり教育長なりの考えをお伺いしていきたいと思っております。

ハラスメントというのは、広義には人権侵害を意味し、言葉や行動などを発した本人の意図に関係なく相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与える、脅威を与える等のことを意味する言葉であります。本人にハラスメントの自覚がなくても、相手がハラスメントだと思った場合、その言動がハラスメントに該当する可能性が高いということになります。

まず最初に、今年の研修、その研修の目的と効果、今後、どう生かしていくかということについてお伺いする。それによってと申しますか、本町、職員間とか住民間とかいろいろあると思いますけれども、実態、そしてそういったことに対する対応、どういうふうに行われているのか、そのあたりをまずお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 田岡議員の、ハラスメント（いじめ、嫌がらせ）の実態と対応はについての御質問にお答えいたします。

まず、本年1月14日、15日にハラスメントコンサルタントの仁賀順子様を講師に迎え、開催しました「職場におけるハラスメント」研修についてでございます。

この研修の大きな目的は、管理職を対象として職員個々の理解度の統一を図ることでした。これまでに個々に相談件数はありましたが、町の対応要綱にうたう苦情相談窓口への報告は現在のところ受けておりません。

なお、こういった通報については、十分なプライバシーに配慮することや、通報に対する敷居を下げる等の対応も重要と考えており、継続的な要綱の周知も必要と考え、庁内グループウェアを活用したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

**○大西樹議長** 7番、田岡秀俊君。

**○田岡秀俊議員** 何か簡単過ぎて、今後、どういうふうに研修を生かしていくかというふうなところが何か抜けておったような感じがしますけれども、最近では、昨年、丸亀市でも某議員の副市長等に対するパワハラ事件といいますが、事案といいますが、ありましたよね。議会において百条委員会まで設置していろいろ調査をされたというふうなことであります。最終的には、私も新聞報道ぐらいしか承知しておりませんので、どういうふうになったかは分かりませんが、そういったことは近隣市町でも起こっておる

ということであります。

一番目の質問と申しますか、先ほどの答えでも、今後、どういうふうに研修を生かしていくかというのをもう少し述べていただきたいなと思いますし、今の丸亀市での事件をどういうふうに町長は受け止めておられるか、お聞かせいただけますか。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 田岡議員の、丸亀市役所でのパワハラ事件に対する受け止めはについての御質問にお答えいたします。

丸亀市での事例は、報道等での情報となりますが、議員による職員に対するパワハラを副市長が内部告発し、百条委員会に発展したと記憶いたしております。結果、議員側に一部パワハラがあったという結果をホームページで確認いたしました。

パワハラにつきましては、地方公共団体はもとより、民間でもよく報道で見受けられる内容のとおり、断じて許されざる行為と考えております。

私はこういったことを受け、本年3月に「ハラスメント等防止宣言」として、ハラスメント行為はもちろん、不当要求行為は組織として毅然と対応する旨を宣言し、ホームページで公開いたしました。

なお、このような事例は当事者間の信頼回復に多大なる時間を要することから、未然に防ぐことが一番の防止策であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

1番の詳細につきましては、担当課長より説明させていただきます。

**○大西樹議長** 総務課長、萩岡一志君。

**○萩岡総務課長** 最初の田岡議員さんの研修の件でございますけれども、今年行いました研修につきましては、幹部職員を対象にということで行いました。これにつきましては、先ほど答弁の中にもありましたように、ハラスメントに対しての理解度を統一することによって実施したわけでございます。

まず、幹部職員で職場においてハラスメントを起こさせないという意味合いで、管理職を対象に行ったということでございます。

町のハラスメントの防止等に関する規則にもうたっておりますけれども、研修につきましては、順次、新たな職員になったものに対したり、現在の職員に対して、随時、また研修を計画的に行うように考えてまいりますので、よろしく願いします。

**○大西樹議長** 7番、田岡秀俊君。

**○田岡秀俊議員** 再質問させていただきます。

今後、順次、取り組んでいくということです。その点はお願いしたいと思いますが、現在の実態はどうかというのを調査をするということも大事なんではないかなというふうに、聞き取りとか、いろいろこういう問題、ちょっと微妙なこともありますけれども、内部告発とかそういうふうなこともあろうかと思っております。しっかりと取り組んでいただけたらと思いますので、よろしく願いします。

また、最近ではインターネット、SNSとかでの誹謗中傷というふうなことも、これは

全国的にも散見するような事案が起こっております。

一つは、先日、一周忌を迎えられたという元女子プロレスラーの木村花さんの事件というのもありました。

また、近いところでは、香川県議会、昨年、これは爆破予告がもとになったのかなと私は思いますけれども、昨年12月定例議会におきまして、議会のほうが意見書を国のほうへ提出しております。インターネットによる悪質な誹謗中傷の抑止と被害者救済についての意見書というのを香川県議会、令和2年12月15日、可決いたしております。内容については少々長いので、読み上げるのは控えますけれども、そういったインターネット、SNS等での誹謗中傷についての本町の対応をお伺いしたいと思います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 田岡議員さんの、インターネット等での誹謗中傷への対応についての御質問にお答えいたします。

気軽に自分の意見を発信したり、情報収集することができるSNSですが、匿名で投稿できることや相手の顔が見えないことから、昨今、インターネット上での誹謗中傷による人権侵害が後を絶たず、その内容も深刻化しているところでございます。

法務省のデータによりますと、法務省が運営する違法・有害情報相談センターでの相談件数やインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件ともに、全国的に高止まりの傾向が続いているところでございます。

本町では企画政策課人権推進室を相談窓口として、事象発生時には県内各関係機関や関係各課と連携をとりながら、迅速かつ適正に対応することといたしておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 7番、田岡秀俊君。

**○田岡秀俊議員** 対応する内容まではなかなか分かりませんが、ほかの町、どこは言いませんけど、どういうふうに対応してるかというのは、私も聞いたことがありますけれども、専門ではないですけど、常にネットに、掲示板とかいろいろありますけれども、チェックして、人権侵害とかいろんなこと、問題があるものに対しては、削除依頼とかいろんなことを対応しているということですか。

本町でどの程度まで対応しているかというのは分かりませんが、ちょっとそのあたりを担当のほうから聞かせていただけたらありがたいと思いますが、いかがですか。

**○大西樹議長** 企画政策課長、松浦正吾君。

**○松浦企画政策課長** 田岡議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

本町としましては、相談体制ということで、プライバシー等もございまして、企画政策課の人権推進室のほうでまず対応をさせていただいております。

また、相談内容に応じまして、総務省違法・有害情報相談センター、法務省人権相談、民間機関のセーフティーインターネット協会「誹謗中傷ホットライン」のほうへまず御案内させていただいております。

内容につきましては、その都度、十分にお話を聞いた上で取り次いでいくということですが、今のところ、私どものほうへ御相談を受けた件数はございませんでした。以上です。

**○大西樹議長** 7番、田岡秀俊君。

**○田岡秀俊議員** プライバシー等もあるので、それも人権ということですので、できる限りしっかり取り組んでいただけたらなと思いますし、国のほうも、今年、プロバイダー責任制限法というのが改正されまして、これ、ネットで被害を受けたというので裁判事例も幾つかありますけれども、費用と期間が莫大なものがかかるということで、そういったものを少しでも改善しようということの改正であります。本町もそういったことを受けまして、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それともう一つ、これ、いじめ、嫌がらせということですので、ハラスメント、特に学校教育におきまして、今、インターネット、GIGAスクール構想もありますけれども、そういった授業にも今後取り組んでいかなければならないし、既にかなりインターネット等を利用した授業も開始されておるところであります。そういったものについての対応を教育長の立場としてどう考えておられるか、実態と対応、対策等を聞かせていただけたらと思います。

**○大西樹議長** 教育長、三原一夫君。

**○三原教育長** 田岡議員の再質問は、学校でのハラスメントの実態と対応、その対策についてでございます。この問題は人間の尊厳に関わる基本的な問題であるといった姿勢で取り組んでまいりたいと考えております。

学校でのハラスメントにつきましては、大きく分けて三つの形態に分類して把握いたしております。1点目は教師間の問題、2点目は教師から児童生徒への指導の行き過ぎによる問題、3点目は児童生徒間の問題であります。

まず初めに、教師間のハラスメントについてであります。子供たちを保護者や地域からお預かりをして、健全に育成する立場の教育職にあって、職場内であつれきやいがみ合いが起ることがあつては教育は始まらないわけであります。現在のところ、学校内におけるそういった事案は把握していないところでございます。

先般、神戸市で先輩教師が後輩教師に激辛カレーを無理やり食べさせるという事案が報道され、大きな社会問題となりましたが、常日頃の学校内での人間関係がすさんだものになっていたようであり、常識では考えられないことでございます。

まんのう町教育委員会におきましては、学校における人間づくりの基礎は指導者にあるという認識を持っており、管理職が常日頃から職員の悩み相談に乗れるような雰囲気づくりに努力するように折に触れて指導してまいったところでございます。私たち教育委員会と学校や園におきましても、何事も包み隠すことなく相談できるような体制づくりに常日頃から努力しておるところでございます。

次に、教師から児童生徒への指導が行き過ぎたものになり、子供にとっては苦痛を覚え

るといった問題が起こることがあります。この問題につきましても、起こってはならない問題ではありますが、皆無ではないわけでございます。このことによって、子供が肉体的・精神的な問題を抱えることがあります。このことにつきましても、早期に解決することが重要であり、管理職を中心として教育委員会も万全の応援体制を組んで、その解決のために努力を惜しまないように心がけております。教育委員会の姿勢といたしましては、管理・監督をするという姿勢以上に、一緒にその解決に当たるという温かさを大切にしているつもりでございます。

3点目は、子供間のいじめや嫌がらせであります。これらのことにつきましては、早期に発見して、早期に解決することが大切であります。町内の各学校におきましては、毎月、無記名でいじめ調査をして、その結果についてはデータベース化をして、深化した指導に役立てる体制を整えております。こういった問題はゼロにはならないわけではありますが、学校教育全体の指導体制の中で解決していくことが重要であると捉えております。

以上、田岡議員の質問への回答とします。

**○大西樹議長** 7番、田岡秀俊君。

**○田岡秀俊議員** 教育長のほうから学校現場での対応等を聞かせていただきましたけれども、毎月のように調査をしてしっかり取り組んでおると。データ化までされておるといいますので、また、いずれお話を聞かせていただきたいなというふうにも思います。引き続き、先生間、それから子供たち、そういった面でいろんなことがあろうと思いますけれども、取り組んでいただきたいと思います。

これ、昔は体罰というふうな言葉がありまして、私も小さい頃は指導という名の下にいろいろと受けたような記憶がありますけれども、もう今の時代は昔と違って体罰は100%いけないというふうなことになっております。

いじめにしても、されるほうにも問題があるんでないかというふうなことを言われる方もおいでですけど、これはいじめるほうが100%悪いということであります。このあたりもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後に、本町におきましても、メール、それから下の玄関にも目安箱等があります。どの程度、投書なりが、メールもそうですけど、あるかは分かりませんが、そういったものに対する、中には当然誹謗中傷みたいな事柄もあると思います。これに対する取組を最後に聞かせていただきたいと思います。記名がある場合、記名のない場合も両方あると思いますが、どう対応されているのかお聞かせいただきたいと思います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 田岡議員さんの再質問にお答えいたします。

本庁舎の正面玄関に設置しております目安箱などへの町に対する御意見や御要望などの投書についての対応でございます。

頂きました投書につきましては、その内容に応じて各担当課で対応しております。無記名のものが多く、記名される方へ対応結果をお知らせしたい場合であっても、記名への信

憑性もあり、連絡が取れないことが多々ございます。しかしながら、少しでも住民の皆さんに喜んでいただける自治体になるための目安箱ですので、これからもたくさんの御意見や御要望をいただき、それを町政に反映していきたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 7番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 再質問させていただきます。

どれくらいあるのかを少し聞かせて、月単位でもいいですけど、分かりますか。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 田岡議員さんの質問にお答えします。

私も4月に総務課長になりまして、4月以降でございましたら、2件ほどございました。

○大西樹議長 7番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 分かりました。4月以降、2件ほどということですので、内容については、先ほど所管課のほうに回して対応していくというふうな答えもいただきました。プライバシーの面も当然ありますので、なかなか難しい面もあると思いますが、そういったことも一つのハラスメントに関係してくることもあろうかと思っておりますので、しっかりと対応していただきたいなと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○大西樹議長 以上で、7番、田岡秀俊君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

10番、白川正樹君、質問を許可します。

○白川正樹議員 それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

今回の私の質問は、コロナ禍の学校行事についてです。

昨年、今年と学校行事が新型コロナの影響で例年とはさま変わりしました。児童生徒、保護者は戸惑っていると思います。

初めに、用語の説明からちょっとしたいと思います。コロナ禍の「禍」ですが、しめすへの「わざわい」です。災害の「災」も「わざわい」です。同じ「わざわい」でも災害の「わざわい」は防ぎようのない災害。コロナ禍の「わざわい」は、人々の努力や工夫によって防ぐことができる事象や被害のことと載っております。新聞、テレビに出るコロナ禍とは、新型コロナウイルス感染拡大による災難ということだと思います。

次に、学校行事としては、入学式、始業式、授業参観、遠足、運動会、修学旅行、卒業式などがあります。こども園、小学校、中学校の学校ごと、また、行事ごとに例年とは変わったと思います。学校ごとに対応の仕方が違うと思うんですが、分かる範囲で答弁をお願いいたします。例えば入学式、卒業式であれば、来賓はどうだったとか、在校生は、保護者は、式の進行はどうなったかなどでございます。

児童生徒、特に小学6年生と保護者、中学3年生と保護者の反応、様子や、楽しいはずの修学旅行や運動会などの様子などをちょっと分かる範囲でお願いをいたします。

○大西樹議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 初めに、義務教育と申しましょうか、学校教育のどういう構造になっているか、成り立ちについて簡単に御説明を申し上げたらと思います。

皆さん方も御承知のように、学校は教科という、国語とか算数とかという教科の指導がありますね。これが大半を占めているわけでございます。その上に、特別の教科として道徳というのがあります。道徳というのは、昔は全然別なたてりでありましたけども、今は教科の中に入っております。特別の教科ということで道徳は入っている。それからもう一つは、よく仲南の小学校におきまして、ヒマワリを作るとかお話があります。これは総合学習というたてりの中で活動をしているわけです。それともう一つは、今、白川議員さんがお尋ねになっておられる学校行事というのがあるわけですが、これは特別活動という柱の中に入っているわけです。ですから、学校というのは教科があつたり、特別の道徳があつたり、それから総合的な学習があつたり、今、申し上げた特別活動というのがあるわけです。その特別活動の中に学校行事が位置づいておるわけです。

それで、学校行事につきましては、今、お尋ねのように儀式的なものとか、儀式的なものというのは卒業式であつたり、入学式であつたりする厳粛な雰囲気の中で執り行うもの、それから体育的な行事というのは運動会等である。それから遠足があつたり、修学旅行があつたり、それからほかにもたくさんありますけれども、それは学校行事という領域の中の特別活動というたてりの中に入っています。これが学校教育の、詳しく申し上げたらまだまだ細分化されているわけですが、大きなたてりはそうなっているわけでございます。

それで、コロナ禍の学校行事、コロナ禍ということにつきましてお尋ねがございましたので、そこに絞って御説明を申し上げたらと思います。

白川正樹議員も御存じのとおり、一昨年の年末から始まった新型コロナウイルスの影響は、昨年の2月末に当時の安倍首相により小学校、中学校などの全国一斉の臨時休業が要請されることとなりました。本町におきましても、3月3日より小中学校を臨時休業といたし、春休みを挟んで4月6日より学校を再開したものの、4月13日から5月29日まで、再度、臨時休業となりました。

この間、教育委員会は校長会と情報交換をいたしながら、卒業式をどうするのか協議を重ねてまいりました。その結果、感染防止対策を十分に行った上で、卒業生とその保護者のみでの挙行となったわけでございます。規模を縮小した中での挙行ではありましたが、在校生によります「送る言葉」をスクリーンに流したり、各学校におきまして、工夫を凝らした卒業式を執り行ったわけでございます。

一方、昨年度は5月に予定しておりました運動会につきましては中止せざるを得ず、子供たちの思い出を一つなくすこととなってしまいました。

このような状況でありましたので、子供たちが楽しみにしております修学旅行だけはどうしても実施したいと考え、行き先や実施時期などにつきまして検討をするよう、早い段

階から校長にも指示をしておりました。

また、行き先や日程の変更によりキャンセル料や、密にならないためのバスの増便などに要する費用に対しましては、議員の皆さんの御理解を得て、補助金を支給することといたしました。

4月に発行いたしました教育委員会の広報誌「爽風」におきまして紹介をいたしましたとおり、中学生は北九州で、小学生は山陰や広島方面、小豆島などで、生涯に残る思い出づくりができたものと喜んでおります。

ちなみに、少し付け加えておきますと、中学校は計画ですと鹿児島へ、それから、小学校については大部分が大阪、京都、奈良への修学旅行を毎年行っております。議員さん御承知のように、この京阪神の地域は特に感染が拡大をしておりましたので、今さっき申し上げましたように、感染数を、毎日刻々と変化するわけではありますが、その情報も集めながら、山陰、それから中学におきましては北九州、山口等への修学旅行に変更いたしましたところでございます。

さて、昨年度に中止いたしました運動会につきましては、本年度当初より、各学校におきまして、その内容についてPTAとも十分に協議を重ねてまいっております。感染症対策に取り組み、午前中の短時間での実施や競技や演技のプログラムの構成を考えた上で、低学年や高学年単位で保護者を入れ替えての実施など、各学校におきまして工夫した取組をしてきたところでございます。

四条小学校におきましては、学校とPTA役員での協議の結果、保護者の参観を取りやめる代わりにユーチューブで運動会のライブ配信を行いました。こども園、小学校の家庭数の大半を占める255件の保護者らが視聴したようでございます。

今後は、児童生徒の学校生活の思い出が増えますように、全ての小中学校で修学旅行が実施できるよう、早い段階から情報の収集や感染症対策の在り方を含めて計画を積極的に進めてまいりたいと考えております。御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

**○大西樹議長** 10番、白川正樹君。

**○白川正樹議員** ありがとうございます。コロナ禍の中での行事ということで、いろいろ工夫されるということは分かったんですけれども、それで、小学生や中学生もそんなんですけれども、最終学年の小学6年生とか中学3年生は、最後のいろんな行事だったと思うんですね。それが今までと違うような運動会とかあったと思います。それで、その場合の保護者とか、運動会であれば、いつもでしたら昼休みに保護者と一緒に楽しい昼食を取るときがあったと思うんですけれども、今年、午前中だけの開催ということになったので、そういうのはなくなると。いろんなことで子供たちにとっては楽しいとは思いますが、例年よりかはそうではないかと思っておりますけれども、そうした場合の小学校6年生とか中学校3年生の心のケアというか、そういうのはどのような対応をしたのか分かればお願いをいたします。

**○大西樹議長** 教育長、三原一夫君。

**○三原教育長** 大変難しいお尋ねでございます。これはやはり6年生と中学校の3年生だけという問題ではありません。教育委員会も学校もそうですけれども、全校児童にどうあるべきかという観点で物を考えております。そういう意味で、修学旅行については、6年生なり中学校3年生が行くわけですけれども、ほかの行事も遠足があったり、宿泊学習があったりします。それぞれの中で常日頃の子供と教師、あるいは子供同士の間関係の対応といたしまししょうか、情勢と申しましょか、そういったものは行事に関わりなく、日常の授業の中でも大切にしておりますし、学校生活の中でおろそかにできるものではないと捉えております。お答えになったかどうかは分かりませんが、幅広く学校というのはどうあるべきかという大本のことをいつも中心に考えて、子供たち、保護者とカウンセリングマインドという言葉を中心にしながら対応しておるところでございます。

ただ、卒業式にいたしましても、来賓の方の御出席も随分長いといたしまししょうか、昨年度から途絶えておるわけでございます。これもどういう工夫をして御出席いただくかということにつきましても、私たちも慎重に対応していきたいと思っておりますので、また、その節はよろしくお願ひ申し上げたらと思ひます。以上でございます。

**○大西樹議長** 10番、白川正樹君。

**○白川正樹議員** ありがとうございます。ネットでいろいろな行事のことについてのアンケートが出ております。それをちょっと読んでみますと、やっぱりいろいろな意見があって、例えば先ほど運動会では人数制限して規模を縮小したということなんですよ。そうした場合に、見に行きたかったけど行けなかったというような意見と、人が少ないから自分の子供がずっと見れたと、そういう意見があって、一つの事柄に対していいことと悪いことがあるんですね。そういうことがあるんで、今回も去年、今年にかけては、その後、保護者に例えば事後にどういうことになったか、アンケートとかそういうの取ってもらいたいと思ひます。それはどうでしょうかね、教育長さん。

**○大西樹議長** 教育長、三原一夫君。

**○三原教育長** お答えになるかどうか分かりませんが、まだ全部の学校が運動会については終わっておりません。それで、各学校というのはそれぞれ置かれた地域なりいろいろな状況が異なりますので、教育委員会が一様にこうしたらどうですかという話はいたしません。学校の自主性なり、学校の置かれた状態を尊重して、専門家である校長が管理運営しておりますので、その意思を大事にしたいというふうには思ひます。

それで、先ほどお尋ねのアンケートの件につきましても、全てが終わりましたら、校長先生にこういうこともありますよという情報は下ろしておきたいというふうには思ひます。以上でございます。

**○大西樹議長** 10番、白川正樹君。

**○白川正樹議員** アンケートをまた取るということなんで、よろしくお願ひしたらと思ひます。

それで、さっきも言ったんですけど、6年生と3年生でなくて、ほかの学年も例年と違う運動会と色々な行事があったと思うんで、その子供たちのために心のケアを十分してもらいたいと思います。

それで、コロナ禍の「禍」という意味なんですけれども、「禍」という字が禍転じて福となすという言葉の「わざわい」ですね、という言葉があるとおり、このコロナが終わった後、福となすように、いろんなことを、特に教育に関してお願いしたらと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○大西樹議長** 以上で、10番、白川正樹君の発言は終わりました。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で10時50分まで。

**休憩 午前10時32分**

**再開 午前10時50分**

**○大西樹議長** 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

3番、小山直樹君、1番目の質問を許可します。

**○小山直樹議員** 小山です。よろしくお願いいたします。

初めに、東京オリンピックについて私の考えを少し述べておきたいと思います。

この間、IOCのコーツ副会長、調整委員長ですが、緊急事態宣言の下でもオリンピックを開催するかと、こう問われ、もちろんイエスだ、こう答えています。バッハ会長は、東京オリンピック開催のために誰もが幾らかの犠牲を払わなくてはならない、こう述べています。最古参委員のパウンド氏は、菅首相が中止を求めても大会は開催されるとまで発言をしました。これらの発言は、日本国民の苦難、命よりオリンピック開催を優先させるもので、到底許される発言ではありません。IOCに日本の主権を侵害する権利はあろうはずありません。パウンド氏の発言は、日本に対する侮蔑的発言だと私は思います。これだけひどい発言に菅首相は一言も抗議をせず、安心・安全の開催に全力を尽くすと、こう繰り返しております。思考停止しているのではないのでしょうか。侮蔑的発言に何も感じないのでしょいか。

これだけひどい発言に菅首相は抗議をしなかったわけですが、昨日、政府分科会の尾身会長が国会で辛辣な意見を述べたのは皆さんも御存じだと思います。これまで国は検査を広げると医療崩壊が起こる、こう言ってPCR検査を怠って、世界でも130位台と極端に少ない検査率、ワクチン接種率は120位台、GDP世界3位の国とは思えない、どちらも情けない状況にあります。

世論調査では、国民の7割から8割がオリンピック開催の延期や中止を求めています。この間、欧米のマスコミの多くが「五輪推進は科学に基づかず」とか「日本のコロナ対策不十分」、こう論評をしております。

私は延期した昨年よりさらに深刻化したコロナ禍にあって、オリンピックは中止するの

が正しい選択だと思えます。

それでは、第一の質問をします。よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

5月29日現在、世界の感染確認者は1億6,947万人、アメリカが最も多く3,323万人、次がインドの2,772万人、3番がブラジルの1,639万人であります。死者は世界で352万人、このうちアメリカが59万人、ブラジル45万人、インド32万人、メキシコ22万人、イギリスとイタリアがそれぞれ12万人、こういう状況であります。

日本は2日現在、感染確認者が75万人を超え、亡くなった方は1万3,000人を超えました。県内の累計の感染確認者（陽性者）は2,000人を超えました。亡くなった方は26人、病床使用率は約36%、重症者用病床使用率もおおよそ21%で、政府分科会の指標で言えば「ステージ3」の状況にあります。

今、香川県は感染拡大防止集中対策期にあります。そこで、伺います。香川県下の感染状況と町内の現況をどのように見ておられますか。ワクチン接種は中学生以上が対象になると聞いていますが、接種のスケジュール、接種の完了はいつを想定しているのか、3点について町長の答弁を求めます。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 小山議員さんの質問にお答えいたします。

まず1点目、香川県下の感染状況と町内の現況をどう見ているかについての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、世界中で猛威を振るうという未曾有の事態が1年余り続いており、私たちはこれまで経験したことのない危機的な状況下にあります。

国内では大型連休が明けてから各地で第4波が急拡大しており、また、感染力が強い変異株の拡大により、さらなる状況悪化が深刻化しております。

香川県下の感染状況につきましては、本年5月末までの累計感染者数が2,011人であり、本年4月の累積新規感染者数が432人、5月の累積新規感染者数は730人となっております、感染拡大が広がっております。

香川県では5月9日から県独自の香川県コロナ非常事態宣言を発令し、感染防止のための集中対策を行ってまいりました。その結果、感染者数が減少傾向になり、6月1日からは香川県コロナ非常事態宣言を解除し、感染拡大防止集中対策期に移行したところでございます。しかしながら、依然として医療の逼迫具合を示す病床使用率は国のステージⅣの目安50%に近い数値となっており、予断を許さない状態となっております。

また、まんのう町におきましても、累計感染者数が17人で、本年4月以降11名の感染者が確認されており、感染予防対策の徹底を図るため、公共施設等について休館・休園をはじめ、利用制限等を実施いたしております。

続いて、2番目の質問ですが、町のワクチン接種のスケジュールはどうなっているかと

いう御質問でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、医療従事者から始まり、高齢者、その次に基礎疾患のある方、高齢者施設等の従事者や60歳から64歳の方への接種、そして、それ以外の方々に対し、ワクチン供給量や地域の実情等を踏まえて順次接種できるようにすることとされております。

本町におきましても、4月12日より高齢者への集団接種及び高齢者施設内のクラスター対策のより一層の推進のため、特例として施設従事者を入所・入居する高齢者と同じタイミングで接種を進めております。

また、5月24日より受付を開始しております個別接種は、6月1日現在で3,429件の予約を受け付けており、来週8日から町内の全医療機関12か所で実施がされます。

個別接種におきましては、電話やインターネットによる予約の手間を省き、予約枠を隙間なく埋め、また、キャンセルが出た場合にも備えるため、「ワクチンいつでもどこでも接種」登録を開始いたしました。1,000人を超える多くの方からお申込みいただき、心よりお礼を申し上げます。情報を精査し、年齢の高い方から順次連絡を差し上げますので、急な対応や初めて行く医療機関への案内もあろうかとは思いますが、ワクチンを無駄にせず、速やかに高齢者接種を進めるために、引き続き、皆様方の御協力をお願いしたいと思います。

今後、まず、基礎疾患のある方は町では全容を把握できていないので、接種を希望する方に申込みをしていただき、接種券が届きましたら、予約をして接種を受けていただくよう準備を進めております。その後、6月末までに60歳から64歳の方へ、時期をずらしながら接種券を発送いたします。

また、国から職域接種や学生等を対象とした接種に関する方針が示されましたら、詳細が決まり次第、それ以外の方々へも案内をしてまいります。

目まぐるしく様々に方針が定められ、広報への掲載が間に合わない場合もございます。住民の皆様には十分な周知期間のない中での御案内となりますが、行政告知放送、ホームページ、あるいは関係機関を通じてお知らせしますので、御理解いただきますようお願いいたします。

続いて、3番目の質問でございますが、ワクチン接種は中学生以上が対象になると聞かれますが、接種の完了はいつを想定しているのかとの御質問にお答えいたします。

先日、ファイザー社のワクチンにつきまして、対象年齢が16歳以上から12歳以上に変更されました。夏休み期間を活用する接種も考えられますが、小中学生も対象となったことで、職域接種と同様に、学校での接種等のような方針で進めるのか、国の動向に注視しながら本町の接種スケジュールを調整してまいりますので、接種の完了はいまだ想定しきれない状況であることを御理解いただきたいと思います。

**○大西樹議長** 3番、小山直樹君。

**○小山直樹議員** ありがとうございます。ちょうど1年前の議会で私が一般質問を

したときの数字、改めて申し上げますと、世界の感染者617万人、死亡者37万2,000人、国内の感染者は1万7,000人を超え、死亡者が900人を超えた、こういう内容でありました。

当時の安倍政権は、感染を拡大させる可能性のある軽症者、無症状者を検査も保護もせず、市中に放置いたしました。一大イベントのオリンピック開催にこだわっていた時期でもありました。初動を誤って、本格的な対策の準備も怠ってしまいました。

菅政権に変わりました。コロナ対策で何が変わったのでしょうか。何も変わってはないではないですか。相変わらずオリンピックにこだわっております。憲法25条、その当時も言いましたが、国民の生活、命、財産、無視した状態での姿勢のままです。

1年前、私はコロナの終息までまだ先は長い、第2波、第3波が来る、覚悟せんといかんですよと、こう言いましたけれども、この夏には第5波がやってくると指摘する専門家もおります。イギリス株とインド株が合わさったハイブリッド株も現れたと聞きます。差別や偏見を助長するとして、今後は中国株はアルファ株、ヨーロッパ株はベータ株とか、イギリス株はガンマ株で、インド株はデルタ株とか言うそうではありますが、いずれにしてもコロナ感染症の抑え込みに決定的なのは、軽症者、無症状感染者の確保、保護ではありませんか。抑え込みに決定的なのは、やっぱりそういうことではないでしょうか。1年たってもこんな状況であります。

クラスターを生まないためには、これまでの発熱外来での検査、保護では、とてもでないけどコロナは封じ込めることはできないと思います。ワクチン接種をもちろん急ぐことは大事であります。接種の優先順位も十分執行部には検討していただきたいと思います。防疫に対する危機意識を持って、感染リスクの高い人には定期的な検査、必要ではないですか。それは今ではありませんか。町民の命と暮らし、なりわいをしっかり町長には守っていただきたい。答弁を求めます。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 小山議員さんの、コロナ感染症の抑え込みに決定的なのは軽症者、無症状者を確保、保護することでないのかということの御質問についてお答えいたします。

三豊市で現在実施しております抗原検査につきましては、対象者は基本的に三豊市民、市内事業所、学校に勤務、在学する人で、無症状の場合であり、唾液を用いた抗原定量検査を実施しております。

具体的には、電話または来庁により申込みをして、検査キットを郵送または健康課窓口で渡し、採取した検体を所定の日時に市立永康病院へ持参する方法でございます。病院から検査機関へ回し、検査をした後、三、四日後に検査結果を個人宛てに郵送し、陽性であれば永康病院で再検査を受けるようになっております。

三豊市では、その場で30分程度で分かる唾液による簡易キットの抗原検査、いわゆる抗原定性検査は無症状者に対しては精度も低く、厚生労働省も推奨していないことから、専門的な機関で検査をする抗原定量検査を実施いたしております。

まんのう町には町立の診療所はありますが、三豊市のような大きな公立病院がないため、安全で効率的な検査キットの受領場所の検討など様々な課題がございます。しかしながら、三豊市や全国で抗原検査を実施している市町の状況を注視し、今後、抗原検査の有効性などを検証し、導入するかどうか鋭意検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

**○大西樹議長** 3番、小山直樹君。

**○小山直樹議員** ありがとうございます。それでは、二つ目の質問に入りたいと思います。

**○大西樹議長** 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

**○小山直樹議員** それでは、第2の質問に入ります。食料自給率の向上と学校給食の町内産の活用についてお聞きしたいと思います。

去る4月28日に参議院本会議でRCEP（地域的な包括的経済連携）協定案が賛成多数で採択されました。TPP（環太平洋連携協定）、TPP11審議の10分の1短時間で採択でありました。

国は国内農業に影響が出ないように交渉してきたので、農産物への影響試算も対策も必要ない、こうずっと言い張ってきたそうであります。しかし、衆議院の参考人質疑で、東大の鈴木先生は、この農業への影響、TPP11の約半分5,600億円、野菜・果物への影響はTPP11の3.5倍にも及ぶという試算を出しました。国の言っことはたためであります。ブドウ、リンゴ、パイナップルなど多くの品目がこの協定で関税撤廃されることとなります。

コロナ危機の中にあって、食料やワクチンをはじめ、国民に必須の物品は自国で賄うことの重要性が、今、ますます明らかとなってきております。食料の安全保障をないがしろにする自由化一辺倒の農業政策の転換が求められております。大規模農業の推進だけでは日本の農業に未来はありません。家族農業を基調とする農政への転換こそが日本の国土に合ったものだと私は考えます。

町長に伺います。現在の国の進める農政は正しい、まんのう町の実情に合った政策だとお考えでしょうか。小規模・家族農業を守ることは、町の基幹産業を守ることだと考えませんか。また、長く貿易交渉の代償として農産物の自由化一辺倒の政策が自国農業をここまで崩壊させ、自給率の低下を招いているとは考えませんか。答弁を求めます。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 小山議員さんの、TPP協定に続きRCEP協定が国会承認され、国内農業は一層の経済危機に追い込まれた。国の農政は正しいと考えているのかとの御質問にお答えいたします。

TPP協定、日米貿易協定、RCEP協定等の動向いかににかかわらず、ブランド農水産物の生産拡大や販売促進、力強い担い手の確保・育成、集落営農の推進など、町独自の

施策と国の対策を合わせた攻めの農水産業の展開に関する施策の充実・強化を図り、一体的・主体的に推進することにより、まんのう町の基幹産業である農水産業の持続的な発展に取り組んでまいりたいと考えております。

町内の農業者の不安が生じないように、国や県に対しましてはこれまでも経済連携協定等の交渉に当たって、地域の農水産業が持続的に発展していけるように、我が国として守るべきは守り、攻めるべきは攻め、確実に再生産が可能となる必要な措置を確保するよう要請してきたところでございます。今後とも力強く働きかけてまいりたいと思います。

次に、2点目の小規模・家族農業を守ることは地域基幹産業を守ることだと考えないかとの御質問にお答えいたします。

まんのう町のように全国平均と比べて耕地面積が小さく、特殊な水利慣行がある地域において、家族経営など経営規模が小さい多くの農家の方が、これまで集落機能の維持を含め、本町の農業を支えてきたと考えております。

一方で、ある程度まとまった単位で持続可能な農業を考える際には、高齢化や後継者不足などの課題を何とかしていかなければいけないということで、新規就農者や認定農業者の確保を進めていかなければなりません。

さらに、集落営農の組織化といった選択肢もあるものの、集落営農組織や共同活動組織への参加を促進するにも合意形成がなかなか進まない地域も多いと思います。

こうした中、昨年3月に国が策定した食料・農業・農村基本計画でも、生産現場においては小規模経営・家族経営など多様な形態が農業協同組合の品目部会等を通じて産地単位で連携・共同して統一的な販売戦略や共同販売などを行い、地域社会の維持に重要な役割を果たしていると記載されました。

まんのう町では、集落営農や多面的機能支払制度を活用した共同活動の推進による集落機能の維持や農地利用の最適化・有効活用に向けた取組を進めており、家族農業など比較的小規模の農家の中でも意欲ある方については認定農業者などの担い手に誘導する一方、そうした取組が難しい農家につきましては、集落営農や共同活動組織への参加を通して、まんのう町農業の維持・発展を支えていただきたいと考えております。

特に中山間地域の現状は傾斜地などの地理的な不利性に加え、鳥獣被害の増加や人口減少、担い手不足等、厳しい状況下に置かれていることから、国は平成29年度から「中山間地農業ルネッサンス事業」を創設し、中山間地域の特色を生かした農業の展開や、農地等の地域資源の維持・継承の取組を支援・推進することといたしました。

これを受け、まんのう町でも平成29年度から中山間地農業ルネッサンス事業を実施しております。この事業は中山間地農業の活性化を図るため、地域の創意工夫にあふれる取組などを支援する事業であり、農村地域のリーダー確保・育成に資する研修会、地域の未利用資源の活用等による特産物の産出や、優良事例を横展開するためのパンフレット作成などに取り組んでおります。

中山間の活性化に向けては、担い手への農地集積・集約化や集落営農の組織化、基盤整

備を図ることはもとより、地域人口推計を活用し、中山間地域等直接支払制度を継続することにより、持続的な農業生産活動を支援してまいりたいと考えております。

続きまして、農産物の自由化一辺倒の政策が自国農業を崩壊させ、自給率を低下させたのではないかとのお質問にお答えいたします。

食料自給率は国内の食料供給に対する国内生産の割合を示すものであり、その目標については、食料・農業・農村基本法第15条に基づき、国内の農業生産や食料消費に関する指針として国の基本計画で定めることとされているものであります。

この食料自給率は食料安全保障の観点から、国全体で考えるべき問題であると認識しており、これまで町の基本計画では食料自給率の目標値を設定しておりません。

香川県においては、食料自給の算定に当たって、品目ごとの都道府県別の生産量だけでなく、他の都道府県への出荷量や海外からの輸入量などを把握する必要があり、県独自の算出は困難であるため、目標としては示せていません。

また、県産農畜水産物の生産拡大や消費拡大に取り組み、食料の安定供給につなげていく計画となっております。なお、本町も県の計画に準じて取り組んでまいります。

国のカロリーベース自給率は平成30年度で38%、県は33%であります。県の平成20年度頃の数値は37%であったので、過去最低レベルとなっております。県独自でデータを持ち合わせていないため、特に県の目標は定めておりませんが、食料自給率を高めていかなければならないという認識であります。そのためには生産基盤の拡充と消費の拡大を車の両輪として、全体の自給率の向上につなげていかなければならないと考えております。

香川県の場合、平野部が広いという現状があるため、平野部の優良農地をきちんと守っていくことが重要であると考えております。

そのためには、ハード面での圃場整備が大事であります。全国統計でも耕作放棄地の発生率が基盤整備のきちんとできているところは0.2%、全国の耕作放棄地の発生率が6%であり、30倍の差があるというデータもございます。

また、ハード整備に対してのソフト対策として、農地の集積や多面的機能支払の制度を活用しての維持管理が荒廃農地を増やすのを防いでいることもあるため、これからも重要となってきます。

さらに、昨年度から地域の農業について農業者の間の話合いで決めていく人・農地プランの実質化の取組を進めております。要するに地域の農地を将来誰に継いでもらうかという本当の実質的な話合いを農業者の間で進めていくもので、耕作放棄地を防ぐ上でも重要であります。ハード整備とソフト対策を合わせることで農地を維持していくものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 3番、小山直樹君。

**○小山直樹議員** 御丁寧にありがとうございました。

先日、木材の自給率についての報道がテレビでたまたまあったのを見たんですが、日本

の木材の自給率も37%台だったと記憶しております。今、中国が景気がよくなってきたと。アメリカもそういう意味ではよくなっているということで、材木が不足しているそうであります。高騰していると。たちまち国産材を供給するというのは、こういう状況でありますから、当然の理として無理でありますので、これから建築資材とかそういうのが高くなってくるのではないかというふうにも思います。

それでは最後になりますが、学校給食についてお伺いいたします。

給食の食材、個々の給食場、どこから購入しておられるのかお聞きしたいのと、その中に占める町内産のお米や野菜の割合はどの程度なのか、もしお分かりでしたら御答弁お願いしたいと思います。

**○大西樹議長** 教育長、三原一夫君。

**○三原教育長** 小山議員さんにお答えしたいと思います。

学校給食に町内産はどの程度採用されているのか。地産地消を一層進めるべきだということにつきましてお答えを申し上げたいと思います。

本町の学校給食は、小山議員も御承知のとおり、それぞれの学校の給食調理場で調理をし、児童生徒や園児に提供しております。自校方式を採用しているところでございます。このため、毎日お昼頃になりますと、ランチルームのほうからその日の献立品のおいしそうな匂いが漂ってきて、食欲をそそるわけでございます。

さて、その給食の食材についてのお尋ねでございます。

本町におきましては、町内の生産者から直接仕入れる食材が10品目程度でございます。主食としまして週3回程度、麦御飯を提供しておりますが、その米は全て各小中学校の地域の生産者から仕入れておるところでございます。

そのほか、町内産の主な食材といたしまして、3月頃から10月にかけては、一月に3回程度グリーンアスパラガスを、1月から3月頃にかけては、一月に2回程度ブロッコリーをそれぞれサラダなどに使用いたしておるところでございます。

一昨年度より、町産のひまわりオイルにつきましても給食の食材として使用いたしており、ひまわりオイルのおいしさを実感した児童生徒が、家族にそのおいしさを伝えることによりまして、ひまわりオイルの需要が伸びれば、町内のヒマワリの生産者にも喜んでいただけるものと思っております。

また、仲南小学校4年生におきましては、昨年4月より総合学習の時間に地域のヒマワリ生産者の指導の下、種まきから栽培、搾取までを体験いたしました。3月にはその搾取したひまわりオイルを給食に用いておりますが、その日の給食は格別の味わいであったと思っております。

満濃中学校におきましても、ボランティアによりましてヒマワリ栽培がスタートいたしたところでございます。

子供たちには、給食を通じて生産者をはじめとする地域のことを知るよい機会になりますように、また、食育の一環といたしまして、各校のランチルームにこれらの食材と生産

者の写真を掲示して、地域の生産者に感謝をする気持ちを育ませる仕掛けもいたしております。

今後におきましても地産地消を継続し、地元のおいしい食材による安全でおいしい学校給食を提供してまいりたいと思います。以上でございます。

**○大西樹議長** 3番、小山直樹君。

**○小山直樹議員** ありがとうございます。

それでは最後になりますが、町内農業を再生、育成していくためにも、町内の農産物、給食への比率をぜひ上げていただきたい、どんどん上げていただきたいと思います。

耕作放棄地の中でも、僕も勉強不足でよく分からないのですが、条件が悪くて狭い土地、あるいは大型の農機具が入っていかないというような条件の悪い土地なんかは、農地機構の中から漏れ出るといえるのか、借手が見つからないというような農地いっぱいあると思いますが、そういう農地について、隣近所のよしみで、親戚のよしみで面倒を見てあげるといふ人らに支援策あるのかなのか、ちょっとお聞きしたい。町独自でもよろしいですけど、お願いしておきます。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 小山議員さんの、耕作放棄地の維持管理を請け負う小規模農家に町独自の支援策をとるべきではないかとの御質問にお答えいたします。

現在、農業委員会の委員や農地利用最適化推進委員が農地利用状況調査を毎年8月から10月にかけて行っておりますが、地域の農業を支える農業後継者が慢性的に不足していることなどから、遊休農地が増加傾向にあり、町内の農地面積の約6.1%が未耕作の状態となっております。

未耕作状態の農地であっても、条件がよい農地は認定農業者や地域の中核を担う農家の方々に売買や貸借のあっせんを行っておりますが、そういった方々も既に多くの農地を管理、耕作していることもあり、農業委員会や香川県農地機構を中心に集落営農組織の立ち上げや新規就農者の育成を支援しているところでございます。

また、耕作放棄地の利活用を促すための事業としては、荒廃農地等利活用促進事業がございます。荒廃農地等利活用促進事業につきましては、土地所有者に代わって荒廃農地等を引き受け、作物生産を再開する担い手が伐採や抜根などの農地の再生作業や土壌改良、それに伴う生産基盤の整備等を行う場合に助成を行うほか、荒廃農地への悪化を防止するための簡易な作業についても助成の対象としております。

この事業につきましては、事業費が200万円未満の小規模なものを対象に、当初は国が29年度から開始した補助事業に県、市町が上乘せをしておりましたが、昨年度末で国の補助制度が廃止となりました。

しかしながら、香川県の場合は狭小な農地が多く、比較的事業規模の小さい再生事業の要望が多かったことから、今年度より単県事業として、引き続き、同様の支援を行っていただいております。

補助率につきましては、県が3割から6.5割に、市町が1割から3割に引き上げることにより、これまで同様、農業者の負担を0.5割とし、再生事業に取り組みやすくなっております。

耕作放棄地の解消に向け、再生利用が可能な農地については、周辺の認定農業者や集落営農法人などの担い手に積極的に活用してもらおうよう、県や農業委員会等と連携して働きかけを行い、地域の農地の利活用に努めてまいりたいと考えております。

まんのう町といたしましては、農業委員会、農業関係団体などと連携しつつ、こうした様々な取組を通じて地域の実情に応じた耕作放棄地の解消と発生防止に努め、再生した農地については、農地中間管理事業を積極的に活用して、担い手への農地の集積・集約化を推進していきたいと考えておりますが、何よりもまずは耕作放棄地の発生を未然に防止することに注力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○小山直樹議員** ありがとうございます。以上で、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

**○大西樹議長** 以上で、3番、小山直樹君の発言は終わりました。

ここで、休憩を取りたいと思います。13時からといたします。よろしく願いいたします。

**休憩 午前11時32分**

**再開 午前 1時00分**

**○大西樹議長** 休憩を戻して、会議を再開いたします。

執行部の出席者で、建設土地改良課河田課長公務のため、代理で高橋課長補佐が出席しておりますので、御報告申し上げます。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

15番、川原茂行君、質問を許可します。

**○川原茂行議員** それでは、この議場の出たところから眼下見下ろしますと、麦の収穫を終え、耕作農地に、今、満濃池のゆる抜きを待つ準備が整っておるわけでございます。そういう中で6月議会の最終質問をさせていただきます。

まず、私、町民に信頼される行政とはと、こういうことで通告いたしておりますが、考えてみますと、町民の方に信頼される行政とは、私の私見で言いますと、やはり憲法があり、法律があり、自治法があり等々のもろもろの規約があるわけです。

しかし、そればかりでいいのかと。問題はここにも問題があるわけです。例えば、違法でないけど適切でないということもございまして。やはり道義的な責任も加味しながら、町民サービスにするのが行政でなかろうかなと、こういう観点から、私、質問を行います。まず、私、なぜこのような質問をするか、ぜひ御理解をいただきたいなと思います。

申し上げるまでもなく、憲法93条第1項、議会の設置から始まる議会の権限や責務は首長、要するにまんのう町でありますから町長さんですね、町長との関係において相互に

牽制を加え、町の適正な運営を期すると、こうなっております。

この観点から、私はその一員として、また、直接住民から選ばれた者として、その責任において質問をいたしますので、誠意を持って御答弁をお願いしたいと思っております。

まず、まんのうツーリズム協会は町から独立した機関ではありますが、その内容は事務局がこの役場内、地域振興課、また、理事長が町の副町長と存じておりますが、これについては間違いないですか。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 川原議員さんの御質問にお答えします。

ツーリズム協会の町としての担当は町の職員でありまして、理事長については私がやっております。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 それでは、副町長に御質問いたしますが、まんのうツーリズム協会の規約中、第13条、職務ですね、理事長はこの協会を代表し、業務を総理するとなっております、会の全てを掌握しているものと思いますが、このことについては間違いありませんか。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 川原議員さんのおっしゃったとおり、規約の中では私は最高の位置につきまして、その責任を持ってこのツーリズム協会という組織を運営するというところでございます。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 それでは、令和2年11月5日ですか、町の監査委員からの監査報告が参りました。いろいろようけ意見書を書いてありますが、集約しますと、今回、交付された補助金について監査を行ったが、平成27年度から平成30年度当初までの監査については、意見表明ができないほど会計上の記録及び収支に関する根拠資料が不足しており、審査に要する証拠書類の入手及び関係者からの聞き取りが困難であることから、監査の適否を保証することができず、監査意見は不表明とすると、こう監査委員の意見書が出てまいりました。

これについて、町が平成27年度出資ですね、出したのが200万円、平成28年度495万6,890円、平成29年度180万円、平成30年度180万円、こう出しておるのについては間違いないですか。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 お答えいたします。

今、川原議員さんがおっしゃられた金額については、監査におきましても監査委員さんが確認しておりますので、間違いない数字だと思っております。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 それでは、このツーリズム協会の総会は、この規約の中には、4月

1日から翌年の3月31日で4月1日ということになるんですが、平成28年度、30年度はここに町からは金が出ておるんだけど、記載事項がない。収入のほうもない。支出のほうは当然ない。これを理事長としてどう理解されておりますか。

**○大西樹議長** 副町長、栗田昭彦君。

**○栗田副町長** 川原議員さんの御質問にお答えいたします。

11月5日に出されました財政援助団体等監査の報告、これはお二人の監査委員さんの監査による報告でございます。これを、再度、読み返しますと、確かに証拠となる書類等はないというような御指摘もいただいております。

ただ、一方でこの監査の結果という中身で、例年、春らんまんフェスタ、かりんまつり、モンスターバッシュ、まんのうフェスティバル、ことなみサマーフェスタ、ミュージックフェスティバル、あるいは町の特産品を使ったヒマワリや町の特産品のPR活動を行っていた事実は現に残っていることから、おおむね補助金が補助目的に沿って使途され、地域活性化を促進するための原動力として一定の成果を上げていると思慮することはできたというふうにも評価をいただいております。

議員さん御指摘のように、確かに書類とするものは残っておりませんが、活動については監査委員さんも認めていただいたものというふうに思っております。

**○大西樹議長** 15番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** 理事長さんがおおむね、私もいろいろなイベントをやってますから、町が出した金が全額不必要になっておるとは思ってないんです。でも、それがそういう形でまんのう町がいろんな団体に出してもいいわけですか。出せますか。この2点。およそ事業をやっておるから、それでいけたというお考えなら。

**○大西樹議長** 副町長、栗田昭彦君。

**○栗田副町長** 川原議員さんの御質問にお答えします。

この点につきましては、監査委員さんの御指摘にもございました。非常に不明な点が多々あるということでございますので、従来の形としては不備な点が多くございますが、これにつきましては、以前、全員協議会の際にも私のほうからおわび申し上げましたが、その辺については理事長として大変申し訳なく思っております。本来の姿ではないというふうなことは私も自覚をしております。

**○大西樹議長** 15番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** 理事長さんが、28年度、30年度が空欄になっておるんですね。これ、総会の決算が、予算を立てて、町が金出しておるわけですから、収入が入ってきた。じゃあ収入が何ぼあったんやと。決算が何ぼ要りましたというので、翌年度にまたそれに見合う予算が出てくるもんだと。およそで出しよるんですか。それはどんなんですか。こんだけ金が要りましたというものがないんですよ。総会すれば、当然、数百万、何十何円出てまいります。それを踏まえて翌年度の予算を町が出すわけではないんですか。この点はどう思いますか。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 歳入のほうは、先ほど申し上げましたように、監査委員さんのほうでも金額が明らかになっております。歳出につきましては、本来であれば、歳出項目について決済をするところでございますけども、事務のことについては担当課のほうで行っており、私のほうがそれを総合的に監視ができなかったということは、最終的には私が責任があるというふうにも思っております。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 理事長さんが謝罪して済む問題ではない。当然、謝罪せないかん、おかしな金ですから。これ、逆に言えば、町長が金を出したところが不透明で、どこに何ぼ使ったか分からんような金の出し方したんであれば、返還請求しても私はかまん事例でないかなと。この点についてはいかがですか。金をどこへ出したやら分からん、いや、金が出たんは分かるんです。何ぼ使ったか分からん。もしこれが個人とかそういうところへ、違うところへ行とったらどうするんですか、分からんのやから。それは理事長が把握しとらないかんじゃないか。さっき私が冒頭に申しました、理事長は全てを把握されておると。間違いないですかといたら、把握してますとおっしゃっておる。あなたは知っておらないかん。

例えば、私もある任意団体の理事長をいたしております。24年、今年で25年ぶりにやります。毎年1回総会やる。いろんな御意見出る。組合に迷惑のかからん、全ての責任は私にありと。私はそう思って全て理事長として任務を全うしてきております、今。1円たりとも横へ行った金があるようなことはいたしておりません。それが、今回、理事長さんが町が出した金は分かるけども、使った金が分からないで、謝罪でいけるとおもいますか。それが住民の不安に、信頼になるんですよ。信頼してくれない。まんのう町何をやっとなるやと、そういうことになるんですよ。そう思いませんか、理事長さん。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 先ほども申し上げましたように、本来であれば、私が事務の掌握をするべきところでございますけども、それが十分にできていなかったということでございます。

今、川原議員さんがおっしゃられたように、それだけで責任が取れるのかと言われれば、それで十分ですというようなお話はできませんけれども、私は私なりに心から謝罪を申し上げるところでございます。以上でございます。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 これ、問題が問題ですからね。そら過失というものはあるんです。人間お互い間違えのない人は恐らく一人もおらない。過失というものはあるけども、これは理事長さんが全てを把握しとらないかん。総会やるんだったら、事務局にいつ頃になるか、何日にやれと、全部理事長さんの判断で下が動いておるわけですから。公金が、分からんところへ金が出た。それで謝罪でいけますか。当然謝罪は無論ですけども。

○大西樹議長 15番、川原議員に申し上げます。

今さっきから、この一般質問は町の一般事務について発言をしてくださいということですので、そちらのほうへできるだけ持って行っていただきたいと思います。

○川原茂行議員 ですから、ツーリズム協会の金の使途不明金についてお聞きするよ  
うにいたしておる。町民の方が信頼してくれてない、行政はいかんといいよる。どこが違  
うんですか。

○大西樹議長 通常の、これはグリーンツーリズムの話でありまして。

○川原茂行議員 いや、補助金をいいよるんで。まんのう町が出した補助金が、分か  
らるところへ金を出しとるといいよるんですよ。それがどこが違うんですか。

○大西樹議長 しかしながら、そういう先ほどから、開始からずっとそういう話ばっ  
かりでございますので。

○川原茂行議員 こういう話になりますよ。当然、理事長の責任を問いよるわけです。  
それが町民の信頼関係になるわけですから。町の金を使ってないんだったら、私、問いま  
せんよ。

○大西樹議長 そしたら、先ほどから理事長のほうに話を聞きよると思うんですけど  
も、町のほうへ話聞いていただくようにしていただだけませんか。

○川原茂行議員 ですから、町長と理事長さんにお聞きしよるわけです。いいですか。  
この最高責任者が理事長さんですよ。もう一句つけます。金が出るときに、副町長さんは  
どういう立場でおられますか。ツーリズム協会は理事長、町では副町長、副町長としての  
立場はどうですか、お聞きします。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 金が出るというお話は支出に関する御質問だというふうに思います。  
補助金とか交付金とかいうようなお話だと思います。これについても決済は、それは課の  
ほうから回ってまいります。ツーリズム協会じゃなしに課のほうから補助金として交付し  
てもよろしいかということで回ってきまして、私のほうで決済を行っているという流れで  
ございます。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 課のほうから上がってきたのが適切な金額かどうかというのは、副  
町長さん、考えなしに〇〇〇判を押すわけですか、出してもよろしいと。どうですか。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 〇〇〇判という表現は決してございません。何も考えないで押すとい  
うことはございません。中身を見て押しているところでございます、その時点では、私  
が判を押す時点では、正当な支出だというふうに判断いたしました。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 これ、根拠がないものを適切だとどう判断されますかね。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 根拠につきましては、ツーリズム活動の趣旨、あるいは具体的なイベント等々、当初の予算の中で、これは毎年のことでもありますので、同じような流れになるんですけども、根拠がないということはございません。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 根拠があるのであれば、きちんとした数字を出していただけませんか。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 同じようなことになるんですけども、こういうことを活動するということで判断したわけですけども、その後、活動はしたと。それは監査委員さんにも認めていただいております。ただ、その実態が書類として上がっていなかったということでございます。これについては、不明な点がございましてということで、私のほうも、同じ話になるんですけども、非常に申し訳ないというふうに思っております。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 これ、副町長と理事長という格好ですね。しかも目的が財政支援団体やから、町から金が出る。これは監査委員が指摘されておりますから、私はやめますけども、根拠のない、要するに支出したであろう、それは実際やっていますから、でも町民の方がどう思われるかというのを、私、冒頭に申し上げておるんですよ。行政が支出はきちんとしたものが出てない。ただ、行事したのはしたきん、金が必要だろう。で、金を出した。それがまんのう町のやり方かというのは、町民の不信感を買いますよと。買っとるんですよ。そこをきちんとしていただきたいと言ひよるわけですから、そうでしょ。どこでも一緒なんですよ。決算書が出ていて、いろんな項目があって、金がこんだだけかかりましたと。それはまんのう町のPR、また、住民の憩いの場としてこういうイベントは必要だから、当然、金をつけていかないかんわと。この前の根拠がないんですよ、何ぼ要ったかの根拠が。そこへ翌年度にまた予算をつけるというのは、理事長として、また、さっき言う、下から上がってきたから判を押し、支出命令出してもよろしいというところに副町長がおる。こういうことをやって、住民の信頼を買えますかと、まんのう町の行政が。

我々は、冒頭に申しましたように、お互いの議員としての責任においてお聞きしよるんです。理事長として、また、副町長としてどういうお考えなのか。ただ謝罪しただけでいけるとお思いですか。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 今回、住民の方に対して、そういう不審なお気持ちを持たれていることに対しましては、本当に申し訳ないというふうに思っております。

それで、先ほど申し上げました様々なイベントにつきましても、会員の方々、あるいはこれを御支援していただいた住民の方々、いろんな方がいらっしゃいます。そういう方に対しても、今回のこの不祥事が生じたことに対しまして、本当にこういう機会を与えていただきましたので、この場を借りまして、感謝と、そしておわびを申し上げます。

私の処分というか、それは、一つは既に終わったことですが、令和元年6月議会におきまして、町長の給料を100分の50、私の給料を100分の30、いずれも3か月の減額の可決をさせていただいております。

また、ツーリズム協会につきましては、もう既に2か年活動は停止しており、既に昨年、解散をしております、実態としてはございません。

さらには、私もこの3月に御指摘いただきましたひまわり振興協議会の会長も辞しさせていただきます。本当に住民の皆さん方には御不審な点、多々お思いだと思いますけれども、これを教訓に、今後、さらなる職務に励んでまいりたいと思いますので、御理解いただきますようお願いいたします。

**○大西樹議長** 15番、川原議員、ちょっと先ほど川原議員と副町長の発言に一部不適當な発言があったように思いますので、また後日、記録を調査して、措置が必要であれば、措置をさせていただきたいと思います。

**○川原茂行議員** もう一度、お願いします。内容がよう分からん。

**○大西樹議長** 先ほど、川原議員と副町長の発言で、一部不適當な言葉がありましたようでありますので、後日、記録を調査して、措置が必要であれば、措置させていただきます。かまんですか。

**○川原茂行議員** はい。

**○大西樹議長** どうぞ。

**○川原茂行議員** 今、副町長さん、理事長さんと呼んでいいのか、これは会員の方に一番申し訳ないね。ツーリズム協会の会員の方に迷惑かけとる、一番は。そうでしょ。会員の方は精一杯やってくれとる。でも金がこういう不透明な在り方でおるから、監査委員も指摘するし、私も意見として言わせていただき、会員の人は一番御迷惑をかけておるわけですね。

でも会員プラス町民の方も、ああいういろんなイベント、まんのう町をPRせないかん、住民の憩いの場にあるイベントが、この協会が中止になって解散したわけですから、できない。たまたまコロナで今回はみんなもいろんな意味で取られておるわけです。例えばコロナがあったきに中止になったんかとか、花火大会すれば危険なきに中止になったんかとか。こういう不適切な金の動き、不透明な金を支出したきにおかしくなってもたというのは、皆さん、気がついてないんです。ほとんどの方が、私、知らんと思う。

その上、規約を見ますと、平成2年なんですね、設立が。その前、27年から監査を置きましたから、その以前があるんです、まだ。こういうことも、それは我々分かっておりません。でも先ほど言われた減額にしましたというお答えが出たから、答弁が来たから、この件、お聞きしますが、こういうやり方が、ずさんなやり方と言ってもいいです。本来、これはおかしい。おかしいやり方があるから、10年間もしよるうちに、これが生ぬるい温床になって、こんな200万円、400万円ぐらいな金ではいかんわと。もっと大きな金にというて、横領事件まで発展した可能性はあるんですよ。ここできちんとやっておれ

ば、なかったかも分かん。私はおかしなものは早く芽を摘まないかん、悪いものは。きちんとしたやり方をしてもらいたいから言いよるわけです。私はこれが温床になって、最終的にまた次の問題に出てきたと、こう言われても仕方がない。この点についてはどう思いますか。

**○大西樹議長** 副町長、栗田昭彦君。

**○栗田副町長** まず、お答えをする前に、私のほうから訂正をさせていただきます。

先ほど川原議員さんの御質問に対して、私も〇〇〇判というような表現をいたしました。これについては不適切な発言だということで、訂正をさせていただきます。どうもすみませんでした。

それで、御質問につきましては、このようなことが、これからの活動に影響があるということは十分考えられますので、今後については、このようなことが二度とないように、十分監視監督をしたいというふうに思っております。

**○大西樹議長** 15番、川原茂行君。 (三好勝利議員退室 午後1時35分)

**○川原茂行議員** 町民の方は本当にこれ全てを知ったらびっくりするだろうと思います。先ほども言いました、コロナやきに中止になったんか、花火は危ないから中止になったんかとぐらいしか思っていない。金がこういう動きをしておるとはほとんどの方が思っていないんです。しかし、これはまんのう町にとっては大きな損害、損失なんです。まんのう町をPRはせないかんわ、住民の憩いになるようなイベントを今後どうするのか。その前に、二度とこういうことが起こらないようにするために、執行部、議会が法律の定める権限と責務を十二分に認識せないかん。これ監査委員、三者牽制できちんとせんことには、どっちかが走り過ぎててもいかん。ブレーキかける人もおらないかん。お互いが議論し合っ、町民のためになる、この設立当初はまんのう町に住みよい、まんのう町に住んでよかったというようなものにしたいというのが目的なんですよ。それが廃止になった。今後どうするか。町長さん、今度、今、コロナで次はイベントは今ではできませんが、これはおやめになったら、このままでおるつもりですか。それとも、きちんとした執行部、議会、共にお互いに牽制し合っ、いいものを考えていく必要があると私は思っておりますが、町長さんのお考えはどうですか。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。 (三好勝利議員入室 午後1時37分)

**○栗田町長** 川原議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、通告書にあります町民に信頼される行政とは、権限と責任についてを問うという御質問にまずお答えいたしたいと思っております。

町民から信頼される行政とは、行政の公平性、透明性を確保し、町民の皆様の声に耳を傾け、そしてニーズを的確に捉えること、また、本町の政策について十分御説明をし、納得していただき、共感を得ることだと考えております。

また、私、町長としての権限と責務についてでございますが、地方自治法にも細かく規定されておりますが、まず、町長としての責務としては、町政の代表として町民の信託に

応え、公正で誠実に職務に取り組み、政治倫理を守り、自治の理念の実現に努めなければならないことだと考えております。

また、町長としての権限といたしましては、議員御存じのように、まず一つ目は予算編成権でございます。予算案を調整する権限があり、議会に対して予算案を提出できることです。二つ目は、規則制定権を有しているということでございます。三つ目は人事権で、特別職の任免権のほか、一般職員に対する任免権を持っています。最後に、組織編成権でございます。自ら所管する課や出先機関の組織を編成する権限でございます。

さて、現在、私たちを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るうという未曾有の事態が1年以上続いており、私たちはこれまで経験したことがない危機的な状況下にあります。

国内では大型連休が明けてから各地で第4波が急拡大しており、また、感染力が強い変異株の拡大により、さらなる状況悪化が深刻化いたしております。

まんのう町におきましても同様に、町内企業や町民の方々においても感染拡大による不安定な要素があると感じておるところでございます。

また、こうした非常事態の状況下で、町長としての責務は、できるだけ早く情報収集し、諸問題、課題、住民の悩みや困難や願望を把握すること、非常時における意思決定を的確にタイミングを外さず判断・決定すること、また、町民に対して情報や決定した事項を具体的に表現し、情報発信することにより、コロナ禍での町民の安全・安心な生活環境を維持していくことであると考えております。

また、先ほど川原議員が触れられました公金横領事件の問題については、町といたしましては、公金紛失の発覚からその対応までを調査、検証しつつ、事件対応と信頼回復のため再発防止策を検討し、実施してまいりました。

そして、昨年の令和2年7月30日に事件の究明と公金の管理体制についての調査結果と改善方法などをまとめた公金横領事件検証報告書を作成し、皆さん方に報告をいたしたところでございます。

元会計室長の公金横領事件が平成31年4月に発覚、令和2年5月19日に高松地方裁判所において、本町の元職員に対し、業務上横領により懲役3年の判決がなされました。

今回の事件につきましては、刑事告訴を行った立場ではありますが、元町職員が有罪判決を受けたことについては誠に遺憾であり、町政を預かる者として痛恨の極みであります。

現在、損害賠償の一部しか返還されておりませんが、元会計室長は公判で、社会復帰後に被害弁償を継続していきたい旨を述べており、また、6月4日には本人と面談し、全額返済の意思を確認しておりますので、町としましては、引き続き、請求行為を継続してまいります。

また、報告書にもありますように、関係者の処分、対応につきましては、この事件の重大性、とりわけ町民に対する信頼を著しく失墜させる事態となったことから、任命責任及び管理監督責任を明確にするために懲戒処分等を行いました。まんのう町の特別職の給与

の減額に関する条例を制定しましたところであります。

そして、昨年令和2年2月には、まんのう町民から高額の御寄附と御激励をいただきました。町といたしましては、好意を無にすることなく、善意の趣旨を十分理解、尊重し、有効活用に努めて、職員一丸となって町民への信頼回復と町政発展のために誠心誠意取り組んでまいりたいと思います。

また、川原議員さんから御質問のありました、予算書・決算書上に公金横領事件についてどのように処理報告するのかについての御質問にお答え申し上げます。

初めに、決算書上の表記につきましては、県自治振興課にも指導を仰ぎ、決算書末尾にあります財産に関する調書の3番目、債権のところに、前年度末現在額、当該年度内増減額、年度末現在額を損害賠償金として表記しております。このことは昨年8月の監査及び9月定例議会において御説明させていただいているところでございます。

次に、予算書は地方自治法施行令第147条第2項の規定に基づき、総務省令で定める様式を基準に作成しておりますが、損害賠償金を表記するところがありません。よって、表記及び計上はしておりませんが、当該年度に損害賠償金の一部が返還された場合、歳入において返還金として収入し、歳出において財政調整基金へ積立てをいたします。

この処理につきましては、昨年度も決算説明において御説明させていただいておりますが、自治振興課の指導では、返還された金額については全額一般会計を通し財政調整基金に入れるということでございますので、これからもそのような予算の対応をしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、町の支援団体の監査を求めるの御質問についてお答えいたします。

地方自治法第199条7及び12では、町長が補助金などの財政的援助を与えているものに対し監査委員に監査を要求できること、また、結果の公表について明記されております。さらに、221条第2項では、町長は、補助金の交付を受けた者に対して、その状況を調査し、報告を徴することができるかとあります。これまでに、昨年10月22日には町長から監査委員に対しまして補助金を受けている団体に対する監査を依頼し、監査委員より議会へも報告をした事例もございます。

また、町が財政支援している団体の実績報告につきましては、条例、規則によって、町長宛てに担当課に当該団体より毎年提出されております。その実績報告につきましては、一度に全てを議会に報告することは広範囲であり難しいため、9月議会の補足参考資料として、不用額調書などと併せて各種任意団体助成金支出状況調査票を提出しておりますので、御理解賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

**○川原茂行議員** 町長、もう一点。議長、ちょっと忘れ物があるような。

**○栗田町長** 答弁漏れがありましたので、再度、答弁させていただきます。

ツーリズム協会が解散しましたので、今までツーリズム協会が行ってございましたイベント等は開催しておりませんが、今現在、コロナ禍の中で多くの事業が中止されております。またこれが終息した後は、町の活性化としていろんなイベントをまた立ち上げていかな

ければならないと思いますので、その場合、また改めてイベント等につきましても検証していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 15番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** 私が今日お聞きしたのは、最初に申しましたように、町民に信頼される行政というのが第一の基本です。我々の任務、議会の権限と責務、これはちょっと議員の方は承知だろうと思いますが、課長さん連中も聞いていただきたい。

現行の地方自治制度が憲法上の制度として保障され、整備、充実されたことに伴って、地方議会の権能も大幅に拡充され、その活動は住民自治の原動力として地域社会の発展に大きく貢献している。特に戦後の地方自治議会の重要な特色は、地方公共団体の意思決定機関であることが憲法上明確に保障されたこと、二つ目、議会の議員、長は住民の直接公選によるいわゆる大統領制を採用して、共に住民に対して直接責任を負うものとして両者の関係は対立の原理を基本にしながら相互に抑制と均衡によっていずれかの独善と先行を防止する体制が取られていること。こういうことの中で、議会の持つべき権限、一つ、議決権、二つ、選挙権、3番、検査権、4番、監査の請求権、5番、意見書提出権、6番、調査権、7番、自立権、8番、同意権、9番、承認権、10番、請願・陳情を受理し処理する権限、11番、報告書類の受理権等々が議員の中にはあります。それが執行部とお互いに相まっていいものが出ていくような議論の場にしたいなど。これが我々は住民から直接選ばれた議員でありますから、責任も持たないかん。だから、執行部といろいろな問題について相まって、先行するようなことのないように議論を重ねながらやっていくのが地方議会であると信じておりますので、この点、今日は特に副町長さんの御検討をいただきましたが、やっぱり町民の方の信頼なくしてまんのう町は発展ないんですよ。私はこのいろんな問題について、今後も継続をしながら議論してまいりたいと思っておりますが、そういう形で、町長、よろしいですか。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川原議員さんの質問にお答えいたします。

議員さん皆さん方、住民の方から直接選ばれた住民の代表でございますので、皆さん方の意見は真摯に受け止めて、町政繁栄に生かしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 15番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** それでは、私、一般質問を終えさせていただきます。

**○大西樹議長** 以上で、15番、川原茂行君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、6月15日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

**散会 午後1時52分**

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年6月4日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員